（案）

奥州市成年後見制度利用促進基本計画

【令和９年度～令和13年度】

令和９年４月

奥　　州　　市

目次

第１章　計画の概要 ・・・

第１章　計画の概要

第１節　基本計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、契約や財産管理、各種手続を安全に行えるよう支援し、権利や財産を守るための制度です。

高齢化の進行や、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない状態になる方の増加に伴い、制度が十分に利用されていないことから、国は平成28年５月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「促進法」という。）を制定し、平成29年３月に「成年後見制度利用促進計画」を、令和４年３月に新たな基本計画として、「第二期成年後見制度利用促進計画」を策定しました。促進法では市町村に対して、制度利用の促進に関する基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることと明示され、奥州市及び金ケ崎町は成年後見制度利用促進基本計画（令和４年度～令和８年度）」を策定しました。

この計画に基づき、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会（以下「奥州市社会福祉協議会」という。）が設置する奥州金ケ崎地域権利擁護あんしんセンター（以下「権利擁護あんしんセンター」という。）を中核機関として位置づけ、広報・相談、制度の利用促進、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職団体や支援機関を構成員とした地域連携ネットワーク会議を開催し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や、情報共有等を行うなど、制度の利用促進に向けて取り組んでいます。

このような背景を踏まえ、奥州市及び金ケ崎町は、制度の利用促進に向けて、新たに「第２期成年後見制度利用促進基本計画（令和９年度～令和13年度）」を策定するものです。

なお、前計画同様に、奥州市と金ケ崎が連携し、それぞれの計画策定に一体的に取り組みます。

また、令和８年６月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第45号。以下「民法等改正法」という。）及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和８年法律第46号。以下「整備法」という。）が成立し、同月24日に公布されました。民法等改正法及び整備法の施行による成年後見制度の見直しによる計画見直しは、計画期間中においても行うこととします。

●民法改正について

民法等改正法は、成年後見制度について、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化して本人にとって必要な範囲でその利用を可能とすることや、遺言制度について、電子データ等で作成し、法務局において保管する保管証書遺言を創設することなどを内容として民法等を改正するものです。

また、整備法は、民法等改正法による後見の制度の廃止に伴い、成年被後見人を対象とする規定を削除し、又は特定補助人を付する旨の審判を受けた者を対象とする規定に改めることなど、関係法律について所要の整備等をするものです。

法務省ホームページより

第２節　基本計画の位置づけ及びＳＤＧsへの貢献

成年後見制度利用促進基本計画は、促進法第12条第１項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられております。

また、促進法第14条第１項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本計画は、権利擁護を必要とする方が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とし、中核機関の整備・運営の方針、チーム・協議会の具体化の方針及び助成制度の在り方についての具体的な施策等の方針を明らかにしようとするものです。

本計画の策定に当たっては、奥州市総合計画及び福祉分野の上位計画である奥州市地域福祉計画の下、奥州市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、奥州市障がい者計画との整合性を図ったものとなっております。

また、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で2016年から2030年までの15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。本計画の取組目標の基本的な考え方「認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの方の権利を尊重して擁護することにより地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ための取組は、ＳＤＧｓの17の目標（ゴール）のうち「１　貧困をなくそう」「３　すべての人に健康と福祉を」の２つのゴールが関連します。市でもＳＤＧｓに資する取組を市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版ＳＤＧｓ」が令和３年11月に作成されていることから、本計画においてもＳＤＧｓのアイコンとともに関連する奥州市版ＳＤＧｓのアイコンも表示しています。













第３節　基本計画の期間

成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は、令和９年度から令和13年度までの５年間とします。

なお、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

第４節　計画策定体制

岩手県における成年後見制度の利用促進の取組は、広域の連携による取組が進められており、奥州市及び金ケ崎町においては、市・町を一つの圏域とした取組を行ってまいりました。

その結果、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る地域の体制整備については、奥州市及び金ケ崎町を範囲とする広域的な体制整備を進めてきました。

しかし、中核機関を広域で設置する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定することとされております。

そこで、第２期計画においても、それぞれの市町村計画は、基本方針、施策の目標、体制整備の方針、地域連携ネットワーク等の具体的機能等など基本的な事項を共通の内容とし、策定委員会の委員を共通にするなど、奥州市と金ケ崎町が連携し、両計画の策定を一体的に取り組むこととしました。

令和８年５月に福祉関係者及び司法関係者を委員とする奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会及び金ケ崎町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置し、全５回にわたる審議を行い、計画を策定しました。

策定に当たっては、令和８年２月には、奥州市金ケ崎町圏域成年後見制度利用支援事業に係る調査、奥州市金ケ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査を実施し、現状と課題の把握に努め、パブリック・コメントを実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

第２章　現状と課題

第１節　現状

(1)　奥州市における人口、世帯、障がい者、高齢者、要支援者・要介護者、生活保護被保護者の状況は、次の①～⑤のとおりです。

① 人口及び世帯

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口	110,877	108,936	107,170	105,490人
世帯数	46,363	46,464	46,694	46,815世帯

② 障がい者

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(身体)身体障害者手帳所有者数	4,219	4,116	4,004	3,908人
(知的)療育手帳所有者数	1,137	1,116	1,274	1,276人
(精神)精神障害者保健福祉手帳所有者数	1,161	1,231	1,320	1,304人

③ 高齢者及び要支援・要介護者

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者数	39,852	39,710	39,426	39,116人
高齢化率	35.9	36.5	36.8	37.1%
要支援・要介護者数（第１号被保険者）	7,682	7,817	7,929	7,965人
うち認知症高齢者数（Ⅱa以上）	5,348	5,408	5,428	5,340人

④ 高齢者虐待

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養護者による虐待通報件数	44	46	51	36件
うち虐待と認定した件数	16	17	20	19件
養介護施設従事者等による虐待通報件数	5	0	1	0件
うち虐待と認定した件数	1	0	0	0件

⑤ 生活保護被保護者

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保護世帯数	832	825	818	811世帯
被保護者数	1,038	1,012	1,003	981人

(2)　奥州市における日常生活自立支援事業及び成年後見制度の実施状況は、次の⑥～⑨のとおりです。

⑥ 日常生活自立支援事業

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	66	53	48人

⑦　成年後見制度の利用者数（盛岡家庭裁判所内）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成年後見	103	106	106人
保佐	28	31	37人
補助	7	6	10人
任意後見	3	2	２人

⑧　成年後見制度市長申立て数

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市長申立て数（障がい者）	0	4	１件
市長申立て数（高齢者）	8	12	14件

⑨　成年後見制度利用支援事業・報酬助成の件数及び金額

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい者	報酬助成件数	0	0	１件
	金額	0	0	270,000円
高 齢 者	報酬助成件数	4	3	６件
	金額	840,000	720,000	1,754,000円

第２節　第１期計画の取組目標

第１期奥州市成年後見制度利用促進基本計画は、令和４年度から令和８年度までの５年間を計画期間とし、次の取組目標を設定しました。

(1)　制度を普及啓発するため、まずは制度の周知を図ること、研修会を開催することなどを優先的に進めます。
(2)　成年後見制度の利用が必要な方が、速やかに成年後見制度を利用できるようにするため、相談窓口を充実します。
(3)　現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの第三者が選任されており、今後も親族による選任が見込めない場合は、第三者を中心に選任され、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士だけでは不足するため市民後見人、法人後見の新たな受け皿を充実します。
(4)　親族後見人、市民後見人、法人後見に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから、見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び中核機関を整備します。
(5)　経費負担ができない場合もあることから、助成制度を充実します。成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方が、契約や財産管理、各種手続を安全に行えるよう支援し、権利や財産を守るための制度です。

第３節　第１期計画の取組状況

第１期奥州市成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護を必要とする方が、成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、次のような取組を行いました。

(1) 広報機能

制度普及啓発及び周知を図るために、毎年、研修会を開催しました。

また、おうしゅう福祉だより及びかねがさき社福だよりへ記事を掲載するとともに、パンフレットの作成、ホームページでの事業周知を行いました。

奥州金ケ崎地域権利擁護研修会参加人数　（人）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
参加人数	38	27	49	46

(2) 相談機能

成年後見制度の利用を必要とする方が速やかに成年後見制度を利用できるよう職員体制を整え、相談窓口の充実を図りました。

また、関係機関との意見交換会等も開催し、顔の見える関係づくりを進めました。

相談対応件数 (件)

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
奥州市	396	436	494	384
金ケ崎町	85	51	174	74
計	481	487	668	458

相談支援対象者件数 (件)

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
奥州市	16	44	44	52
金ケ崎町	4	7	6	11
計	20	51	50	63

相談支援対象者件数の内訳 (件)

	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	奥州市	金ケ崎町	奥州市	金ケ崎町	奥州市	金ケ崎町	奥州市	金ケ崎町
認知症	5	2	19	2	20	1	32	6
知的障害等	5	1	10	5	9	1	9	3
精神障害等	6	1	15	0	10	4	8	2
その他	0	0	0	0	55	0	3	0
計	16	4	44	7	44	6	52	11

日常生活自立支援事業との一体的・総合的な相談対応件数 (件)

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
奥州市	1,265	1,964	1,974	2,046
金ケ崎町	182	373	526	326
計	1,447	2,337	2,500	2,372

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行件数 (件)

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
移行件数	4	4	6	6

(3) 成年後見制度利用促進機能

担い手の育成・活動の促進について、市民後見人養成講座を開講するとともに、受講者に対しフォローアップ講座の開催、市民後見人候補者を登録する仕組みづくり、市民後見人への活動支援が行われました。

また、盛岡家庭裁判所水沢支部とは、後見人候補者の推薦のあり方や、後見人の活動支援について情報交換を行い、日常生活自立支援事業では、成年後見制度へのスムーズな移行へ取り組みました。

市民後見人養成講座 （人）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
修了者数	21	16	24	10

※奥州市と金ケ崎町を合わせた人数です。

市民後見人候補者名簿登録者数 （人）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者数	－	6	4	0
辞任数	－	0	0	2
年度末登録人数	－	6	10	8

※奥州市と金ケ崎町を合わせた人数です。

盛岡家庭裁判所水沢支部との情報交換会 （回）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
回数	1	3	3	1

(4) 後見人支援機能

日常的な相談に応じる体制が整ったことで、複雑、困難ケースの対応について、権利擁護を推進するチームが構築され、身上保護を重視した後見活動が円滑に進むこととなりました。

奥州金ケ崎地域権利擁護あんしんセンター支援会議 （回）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
開催回数	8	4	3	6

奥州市社会福祉協議会法人後見受任件数　（件）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
奥州市	12	12	14	16
金ケ崎町	2	4	4	4
計	14	16	18	20

※上記の表について、市町の表記がないものは、市町合わせた数字です。

第４節　現状からみえた課題

本市においては、今後さらに人口減少や高齢化が進み、一人暮らし高齢者の増加や親なき後に備える方について、日常生活等の様々な場面で成年後見制度のニーズが高まることが想定されます。

第１期奥州市成年後見制度利用促進基本計画に対する取組状況からみえた課題は次のとおりです。

(1) 成年後見制度の普及啓発

権利擁護あんしんセンターを設置し、成年後見制度に関する相談受付、関係機関との連絡調整、事例検討などを行う体制整備が進みましたが、今後も高齢者の単身世帯や核家族化が進み、近くに支援できる家族がいないケースや親なき後に備える（親が元気なうちに、将来に向けて備えること）方の増加が見込まれること、から、より市民や関係機関に対し、成年後見制度の普及啓発を行い、成年後見制度への理解を進める必要があります。

(2) 担い手の確保

成年後見人等の選任は、ふさわしい親族等が居ない場合に弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの第三者を中心に選任されておりますが、成年後見人等の担い手不足が顕著になってきており、市民後見人、法人後見の新たな受け皿への取組が必要です。

また、法人後見を担う支援機関も不足しているため、社会福祉法人等の法人後見の担い手の育成・活動支援が必要です。

(3) 報酬助成の拡大

成年後見制度利用支援事業における報酬助成は、市長・町長申立てにより選任された成年後見人等に限られており、申立人を問わず、支援を必要とする方が経済的な理由で制度利用を断念することがないよう助成対象の在り方を見直す必要があります。

(4) 地域連携ネットワーク及び権利擁護あんしんセンターの体制強化

権利擁護あんしんセンターの設置及び地域連携ネットワークの構築により、成年後見制度に係る相談窓口や支援体制は整備されましたが、持続可能な体制の構築や身寄りがいない高齢者等の権利を擁護するため、引き続き体制強化を行う必要があります。

(5) 不正防止の体制整備

成年後見制度における不正事案の発生を未然に防止するため、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人や市民後見人が孤立しない環境づくりと、適切な助言と支援を日常的に受けられる体制整備が必要です。

これらの現状と課題を踏まえ、第３章以降で取組目標と施策を整理します。

第３章　計画の基本的な考え方と取組目標

第１節　計画の基本的な考え方

本計画は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方、並びに親なき後に備える（親が元気なうちに、将来に向けて備えること）方が、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援し、これらの方の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すものです。

第２節　計画の取組目標と施策

目標１　成年後見制度の普及啓発及び利用促進

取組内容

(1) 広報機能

権利擁護支援を必要としている人が早期に必要な支援につながるよう、地域住民や相談支援機関等への制度の普及啓発を進めます。

【主な取組】

・パンフレットや広報を活用した制度の周知・啓発

・研修会やセミナーの開催・周知

(2) 相談機能

全ての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する地域連携ネットワークにより、権利擁護支援の必要な人の早期発見に努め、成年後見制度の利用が必要な方が速やかに成年後見制度を利用できるよう支援します。

【主な取組】

・多様な相談者への対応

・情報の集約

・後見等ニーズの精査

・必要な見守りの体制

(3) 成年後見制度利用促進機能

現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職が選任されており、今後も親族等による選任が見込めない場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職だけでは、担い手が不足するため、市民後見人、法人後見の新たな受け皿の充実が図れるように取り組みます。

(4) 受任者調整（マッチング）等の支援

(ｱ) 親族後見人候補者の支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

(ｲ) 市民後見人候補者等の支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

(ｳ) 受任者調整（マッチング）等

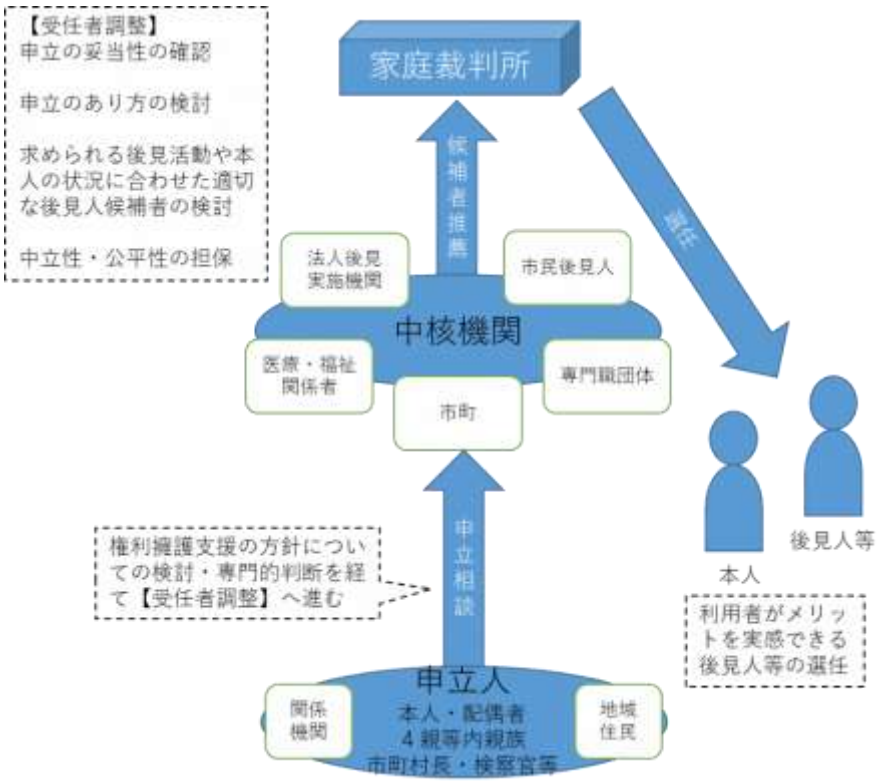
弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会などの専門職団体において円滑に人選を行えるよう努めることとします。

権利擁護あんしんセンターは、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備するよう努めることとします。

家庭裁判所が後見人を選任するに際し、権利擁護あんしんセンターが開催する支援会議において本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

(ｴ) 家庭裁判所との連携

権利擁護あんしんセンターは、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えるとともに、定期的な情報交換等を行います。



目標２　成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

取組内容

(1) 市民後見人の養成・育成

市民後見人の養成については、市民後見人養成講座を開催し、担い手の確保に努めます。

さらに、市民後見人研修の修了者に対しては、市民後見人養成講座フォローアップ研修会を開催します。

また、日常生活自立支援事業の生活支援員を担う等、サービス利用手続きの支援や金銭管理など、後見人となるための実務経験を重ねるなど受任に向けた取組を行います。

(2) 法人後見の担い手の育成・活動支援

後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携や、市民後見人、法人後見の育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となります。

担い手の候補としては、社会福祉法人や、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするＮＰＯ法人等が想定され、市町においては、引き続き、そのような主体の受任に向け、育成や活動支援を積極的に行います。

(3) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。

日常生活自立支援事業の対象者のうち成年後見制度への移行が望ましいケースについては、後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう関係機関と連携し、成年後見制度へのスムーズな移行等を進めます。



(4) 後見人支援機能

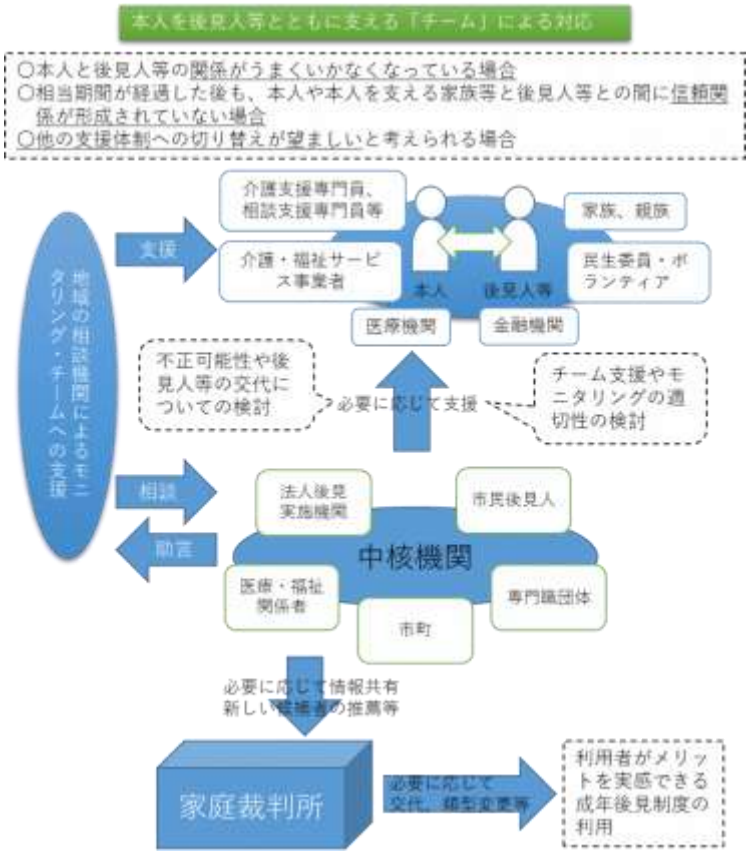
親族後見人、市民後見人、法人後見に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから、見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び権利擁護あんしんセンターによる対応を行います。

【主な取組】

・日常的な相談に応じる体制の整備

・意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援

・チームに加わる関係者や家庭裁判所との連携



目標３　報酬助成の拡大

取組内容

これまで、報酬助成は市長申立てに限定していましたが、生活困窮状態にある高齢者や障がい者等の成年後見制度の利用を促進するため、市長申立て以外の申立てについても報酬助成を行います。

目標４　地域連携ネットワーク及び権利擁護あんしんセンターの体制強化

取組内容

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な方が、制度を利用できるよう、権利擁護個別支援の地域連携ネットワークを構築していくとともに、権利擁護あんしんセンターの体制の充実を図ります。

１　地域連携ネットワークの３つの役割

(1) 相談支援(成年後見制度の利用前)

本人及び関係者が成年後見制度を理解できるような周知・広報体制を整えるとともに、必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制を整えます。

(2) 形成支援(申立の準備から後見人等の選任まで)

本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市長申立ても含めた申立人の調整が行える体制を整えます。

(3) 自立支援(後見人の選任後)

後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有でき、相談や助言を受けられる体制を整えます。

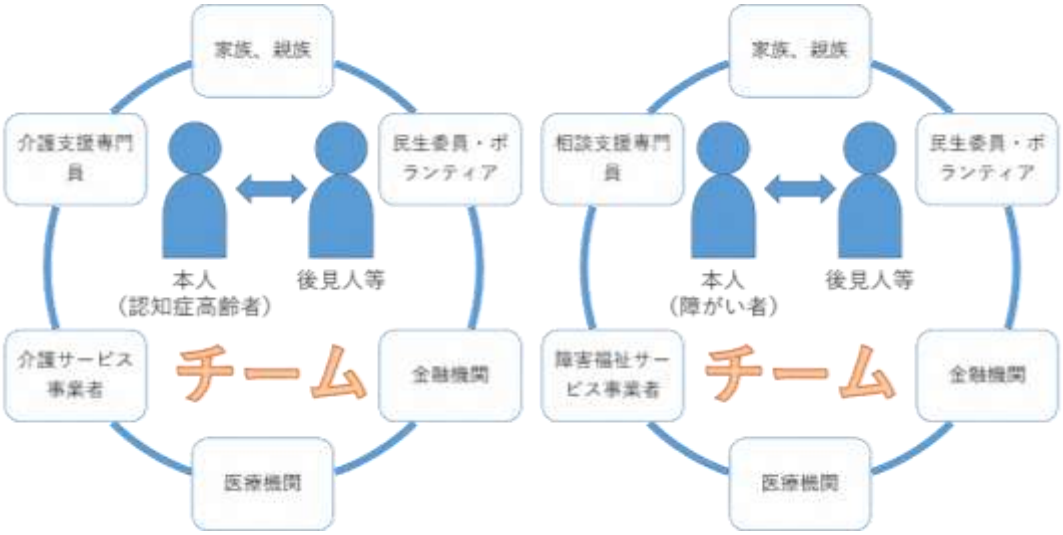
２　地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、本人を後見人とともに支える個別支援チームの支援体制を整備します。

また、地域で支える仕組みを構築していくため、協議会を設置します。

(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人について、相談支援、形成支援、自立支援ごとに、親族や福祉・医療・地域の関係者が、「チーム」としてかかわり、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して、本人の意思決定を継続的に支援していきます。



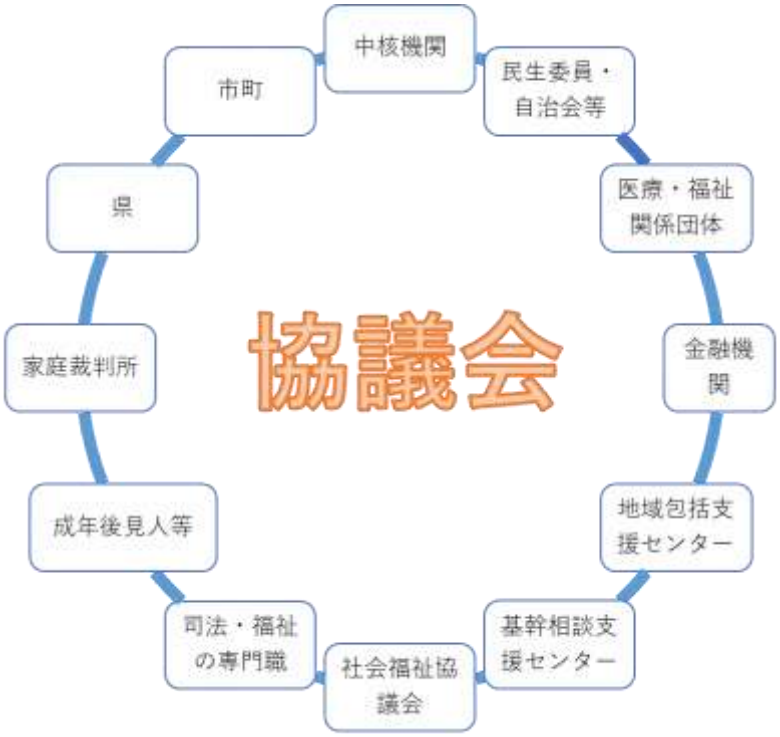
(2) 地域における協力・連携強化のための「協議会」の設置

地域において、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「奥州金ケ崎地域連携ネットワーク協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

協議会の構成は、次の団体等により構成されるものとします。

区分	団体等
地域の関係者	民生委員、自治会等 医療・福祉関係団体 金融機関
地域包括支援センター	奥州市内地域包括支援センター 金ケ崎町地域包括支援センター
基幹相談支援センター	奥州市基幹相談支援センター 金ケ崎町障がい者基幹相談支援センター
社会福祉協議会	奥州市社会福祉協議会 金ケ崎町社会福祉協議会
司法・福祉の専門職	岩手弁護士会 岩手県司法書士会 一般社団法人岩手県社会福祉士会
成年後見人等	岩手県行政書士会 岩手県社会保険労務士会 東北税理士会
家庭裁判所	盛岡家庭裁判所（水沢支部）
県・市町	県南広域振興局

	奥州市 金ケ崎町
中核機関	権利擁護あんしんセンター



3　権利擁護あんしんセンターの３つの役割（機能）

権利擁護あんしんセンターに求められる役割として、「司令塔機能」、「事務局機能」、「支援機能」の３つの機能を位置付けます。

(1) 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

(2) 事務局機能

地域における「協議会」を運営します。

(3) 支援機能

地域連携ネットワークづくりにより３つの支援体制を進めます。

・相談支援体制

広報・周知相談環境整備

相談対応・制度説明

権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

・形成支援体制
　権利擁護支援方針の検討
　適切な申し立ての調整
　権利擁護支援を行うことができる体制の整備支援
・自立支援体制
　支援チームの開始支援
　支援チーム開始後の必要に応じた支援

4　権利擁護あんしんセンターの設置・運営

(1) 設置の区域

権利擁護あんしんセンターの設置の区域は、奥州市及び金ケ崎町にまたがる区域とします。

(2) 設置・運営の主体

権利擁護あんしんセンターの設置の主体は、奥州市及び金ケ崎町とします。

権利擁護あんしんセンターの運営は、奥州市及び金ケ崎町からの委託により行うこととし、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務を継続的に実施する能力を有する奥州市社会福祉協議会に共同委託します。

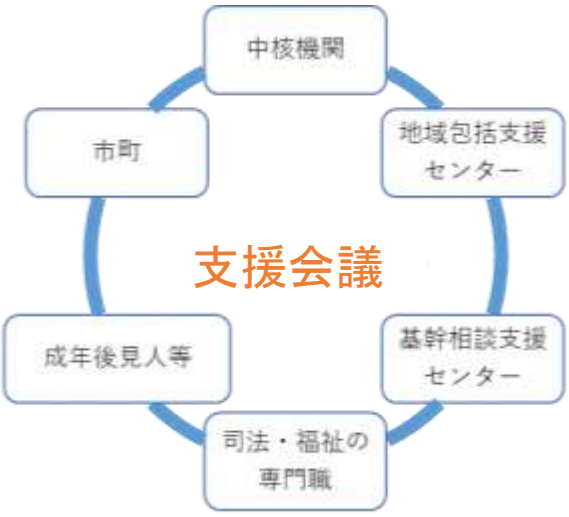
(3) 設置・運営に向けた関係機関の協力

協議会の構成員となる関係者のうち、特に、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等の専門職団体は、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、支援会議への参画や権利擁護あんしんセンターの円滑な業務運営等に積極的に協力します。

5　検討・専門的判断を行う支援会議

地域において次の３つの「検討・専門的判断」を担保するため、支援会議を実施します。

・権利擁護支援の方針についての検討
　・専門的判断
・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
・モニタリング・バックアップの検討
　・専門的判断



目標５　不正防止の体制整備

取組内容

成年後見制度における不正事案の発生を未然に防ぐため、地域連携ネットワーク等のチームでの見守り体制を強化することで、親族後見人、市民後見人が孤立しない環境をつくります。

また、権利擁護あんしんセンターで、日常的に相談等が受けられる体制を構築することで、不正防止の徹底と権利擁護の確実な実施を図ります。

第４章　評価

地域連携ネットワーク及び権利擁護あんしんセンターの機能、そして、権利擁護あんしんセンターに求められる役割については、段階的・計画的に整備されることが求められます。

そのため、協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有するとともに、計画を実行したことの実績・成果についても報告し、段階的・計画的な整備の進捗の評価を行うこととします。

また、必要に応じて中間見直しを行うこととし、計画期間の最終年度においては、課題を整理し、実績・成果として「できていること」「強み」を生かし、計画の見直しを行うこととします。